

令和2年4月13日

保護者様

教育委員会 幼児教育課

岐阜県「非常事態宣言」発令に伴う留守家庭教室の対応について

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部からの幼稚園、保育所等の臨時休園・閉所の要請を受け、本巣市では留守家庭教室を、下記のとおり臨時閉所となります。

保護者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

この期間中は、保護者による在宅での保育を基本としますが、下記の要件を満たす場合はご利用いただけます。

記

1. 臨時閉所期間について

期 間：令和2年4月16日（木） ～ 令和2年5月6日（水）

2. 期間中の留守家庭の利用について

(1) 次の①・②の要件のどちらかを満たす方のお子さんがご利用いただけます。

① 職務の性質上、社会の機能を維持するために仕事を休むことが困難であり、就業を継続することが必要な方【別紙参照】

② ひとり親など、仕事を休むことが困難な方

(2) 上記に該当する方は、「臨時閉所期間中の利用申込書」を1.5日（水）までに各教室に提出ください。

(3) 利用時には、次の①～④にご留意ください。

① 開園時間は、これまで通りとなりますが、可能な限り利用時間の短縮にご協力ください。

② 必ず毎朝検温してください。その際、お子様の発熱(37.5℃以上)や咳やくしゃみ等が認められる場合は、登園しないでください。

③ 仕事を休むことが可能な場合は、ご利用を控えることにご協力をお願いします。

※上記対応は現段階のものであり、今後の状況によっては変更する可能性があります。変更する場合は、その都度「すぐメール」等でご連絡いたします。